

韓国の野鳥で高病原性鳥インフルエンザ確認 &一斉点検・報告のお願い

危険度
高!!

10月10日に韓国忠清南道天安市で捕獲した野鳥(オシドリ)から高病原性鳥インフルエンザH5N1亜型が検出されました。例年より確認時期が早いので、**厳重な警戒を!!**

鶏飼養者の皆様には飼養衛生管理基準を遵守し、発生予防に余念がないようお願いいたします。●渡り鳥飛来地に近づかない、●長靴履き替えの励行、●車両消毒、●早期通報等。100羽未満の少羽数飼養の皆様もご協力ください。

以下の7項目について点検をしていただき、毎月10日までに、東部家畜保健衛生所までFAXまたは電話にてご返信をお願い致します。

また、この点検は令和5年5月までの間、毎月の報告をお願いいたします。(7項目すべてを達成するまで)

点検項目	出来ている(○) 出来ていない(×)
1 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	
2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	
3 衛生管理区域に立ち入る車両消毒等	
4 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等	
5 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用	
6 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	
7 ねずみ及び害虫の駆除	
日付:	報告者:

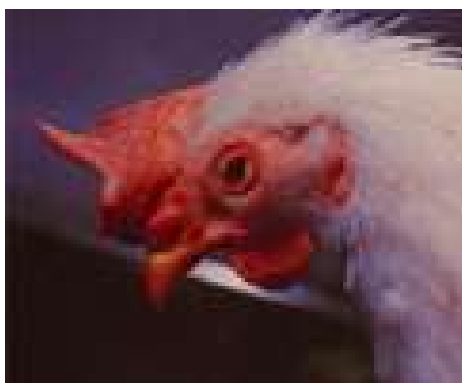
予防対策として再度下記事項の確認をお願いします

1. 発生予防

- (1)「衛生管理区域」の区画を明確にしましょう。
 - ・区域を出入りする車・人・物は、消毒を徹底しましょう。
 - ・区域に立ち込んだ人を記録し、保存しましょう。
- (2)鶏舎や防鳥ネットの破れを点検し、野鳥を含む野生動物の侵入を防ぎましょう。
- (3)給餌・給水施設や飼料の保管場所にねずみや野鳥などの野生動物の排泄物が入らないようにしましょう。
- (4)定期的に家きん舎と道具の清掃・消毒をしましょう。
- (5)農場出入口や鶏舎周辺の消毒(石灰散布等)をしましょう。

2. 早期発見・通報

- (1)毎日の健康状態を観察し、「異状」(下記①～③)が見られたらすぐに家畜保健衛生所に通報しましょう。
 - ①鶏舎ごとの1日の家きんの死亡率が直近21日間における平均死亡率の2倍以上になった場合。
 - ②家きんに鶏冠・肉垂等のチアノーゼ・沈うつ・産卵率の低下等の症状が見られる、5羽以上の家きんがまとまって死亡又はうずくまっている場合。
 - ③民間獣医師等が行った簡易検査キットや抗体検査による陽性を確認した場合。



沈うつ



肉冠や肉垂の
チアノーゼ



脚部の
皮下出血

【問い合わせ先】

山梨県東部家畜保健衛生所

電話：055-262-3166 FAX：055-262-3108

夜間・土日・休日の連絡先：090-5535-8005

土日・休日の連絡先：090-5544-7868